



ロゴマーク（左 セーフワーク神奈川 右 陸災防）

陸災防神奈川県支部

横浜西労働基準監督署長、神奈川労働局労働基準部安全課産業安全専門官、陸災防神奈川県支部事務局長が「荷役作業合同安全パトロール」を実施しました。

令和7年度陸上貨物運送事業年末・年始労働災害防止強調運動(令和7年12月1日～令和8年1月末)の取組みとして令和8年1月27日に荷役作業合同安全パトロールを実施しました。

ホームページ等で公開することで、神奈川県内の陸上貨物運送事業者に対して、荷役作業の労働災害防止の注意を喚起し、事業者、労働者が一体となって労働災害防止対策の取組みが必要であることから行ったものです。

陸運業の神奈川県内全体の労働災害は、12月末現在で昨年同期と比較すると死亡災害は5件(令和6年4件)、死亡及び休業4日以上之死傷災害は、951件(令和6年1,067件)で前年同期と比較し、10.9%減少しています。

しかしながら、死傷災害については、運送業全体で見ると(道路貨物運送業と陸上貨物取扱業)は製造業889件、建設業603件を上回っています。

パトロール先は佐川急便株式会社横浜緑営業所(横浜市瀬谷区目黒町35-1)で、横浜市緑区、青葉区、都筑区(一部地域を除く)を担当地域とする集配拠点であり、車両による荷の積み込み・積卸しがトラックバース(接車場所)で行われています。

○現場の説明・誘導 佐川急便株式会社 横浜緑営業所 川添所長

安全推進課 和田課長 古谷主任 本部人事部 瀧本係長 岡野主任

○横浜西労働基準監督署 青山労働基準監督署長

○神奈川労働局 労働基準部安全課 高橋産業安全専門官

○陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 吉田事務局長



写真番号1

建物1階、2階の図面に危険箇所を一覧として表示

- ① 建物平面図の危険箇所に①②・・・と番号を付けて表示。
- ② 黄色、オレンジの台紙に危険箇所の番号と**事故の型**を記載して、当該場所の写真を台紙に貼る。
- ③ 平面図の周囲に写真を貼り、危険箇所が分かるようにする。

どのような事故の危険があるかを作業者に意識させる事例である。

(監督署長が図面の危険箇所を確認しているところ。)



写真番号2

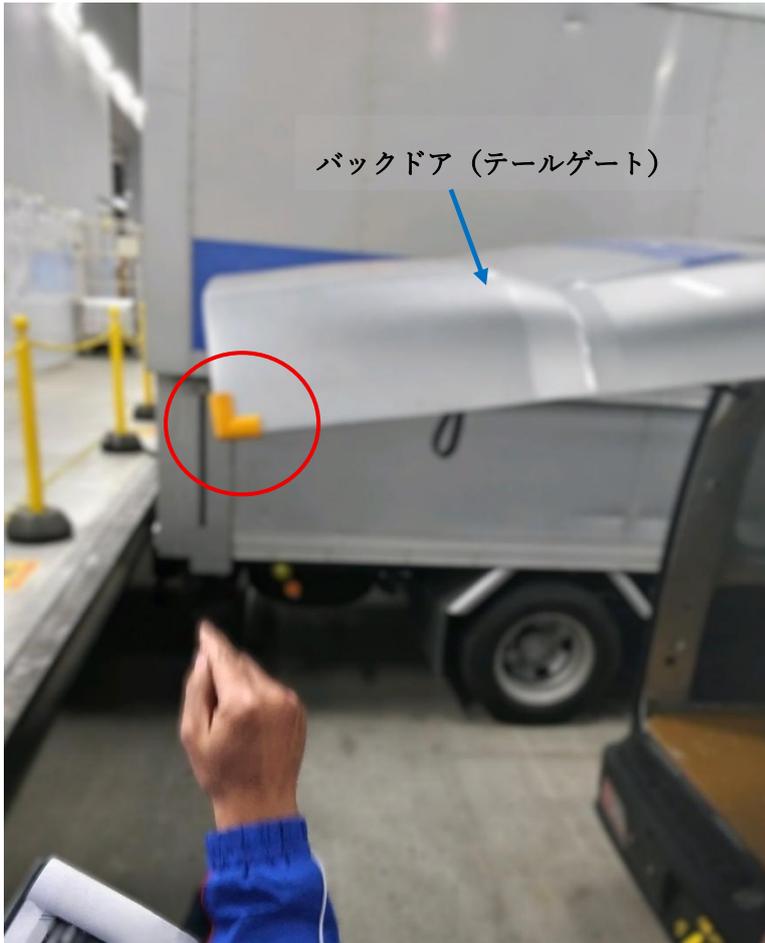
フォークリフト駐車スペースの床面にトラテープを貼り、駐車場所を明示し、定めた場所に駐車することで、荷の置場と明確に区別している。
(整理・整頓も確保できる。)

駐車場所は、ポールを立てて駐車場所であることを周囲に表示している。

フォークリフトのタイヤに歯止めをしている。

「駐車位置」の表示

歯止め



写真番号3

バンのバックドア角に開閉時、開閉中に頭、顔を当ててしまっても負傷しないよう、衝撃を吸収する緩衝材(ゴム、軟性アクリル樹脂等)を取り付けている。手で押すと弾力が感じられた。

写真は軽自動車のバックドアの角に取り付けられた黄色 L 型の緩衝材。



写真番号4

安全衛生委員会の議事録は、詳細な形のもの、営業所内2か所に掲示し、周知している。

掲示することで委員以外にも委員会の内容が伝わりやすくなり、安全衛生委員会への関心が高まり、各職場からの提案や安全衛生活動が活発化するとと思われる。

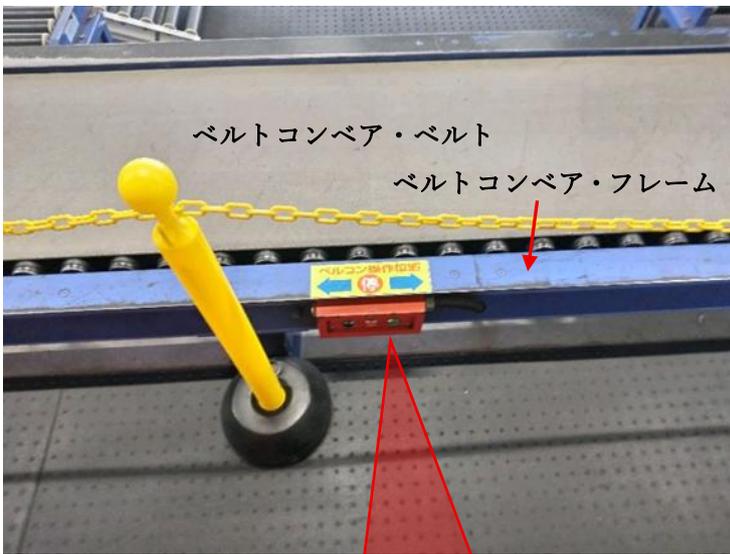


写真番号5

ベルトコンベア エンド部分にカバー（黄色）で覆い、身体が入らないようにして、「挟まれ・巻き込まれ」災害を防止している。カバーには「！危険 DANGER」の表示をしている。

エンド部分周辺にはポールに鎖を取り付けて「立入禁止」にし、エンド部分正面には、「立入禁止」の表示板を鎖からぶら下げている。

（監督署長がベルトコンベア エンド部分の災害防止の措置状況を確認しているところ。）



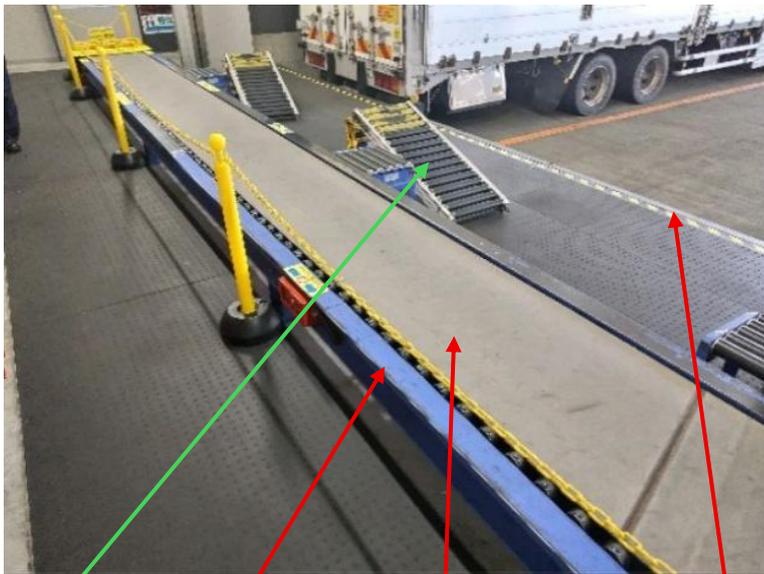
写真番号6

ベルトコンベアのスイッチは接車位置の関係から、通路床面より少し高い位置のフレーム側面にあるため、位置を分かりやすくするため、フレーム上部にスイッチ位置を表示している。

写真番号7

非常停止スイッチ（フレーム側面に複数設置）は赤丸に停の白文字で表示し、緊急時すぐに押せるようにしている。





ローラー

ベルトコンベア・ベルト

ベルトコンベア・フレーム

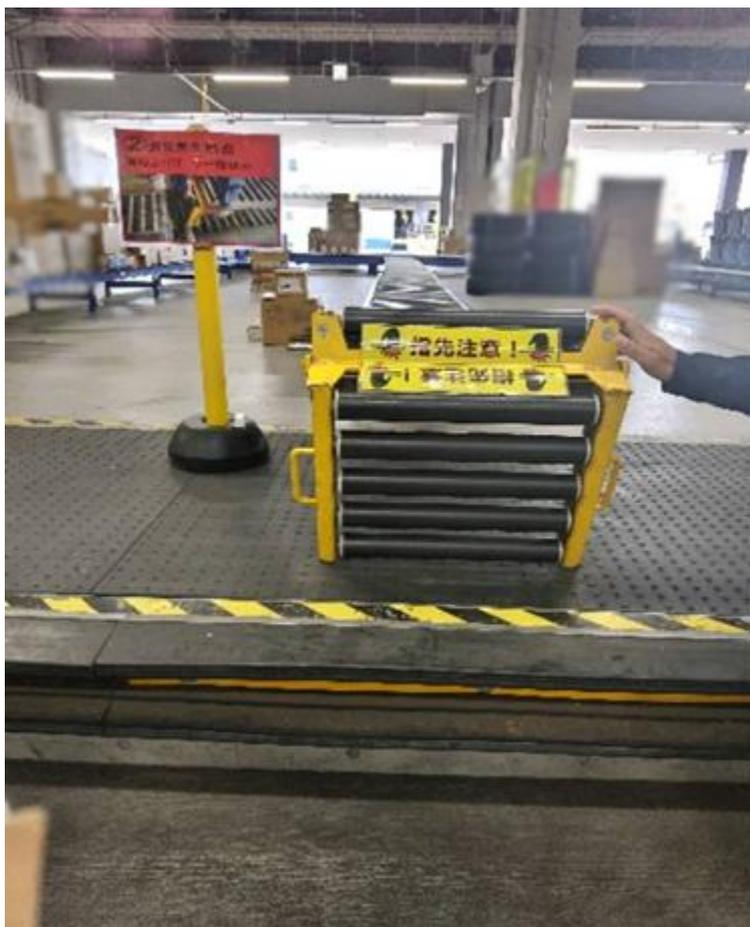
トラ縞のラインがトラックと建物の接地ライン

写真番号8

トラックバースの状況

ローラーはトラックゲートからの荷を建物内に積み込むためのもの。トラックが接地し、積み込んでいない時は、横向きに置いている。

ベルトコンベアでローラーからの荷を横方向に移動させている。



写真番号9、10

ローラーは折って置いてあるため、使用時は直線にするため開き、使用後は反対に折る必要がある。開いた時に指を挟んだ災害が発生しており、指を挟む危険箇所に「指先注意！」の表示をしている。

さらに、災害発生地点であることの表示板を左うしろのポールに取り付け、さらなる注意喚起をしている。





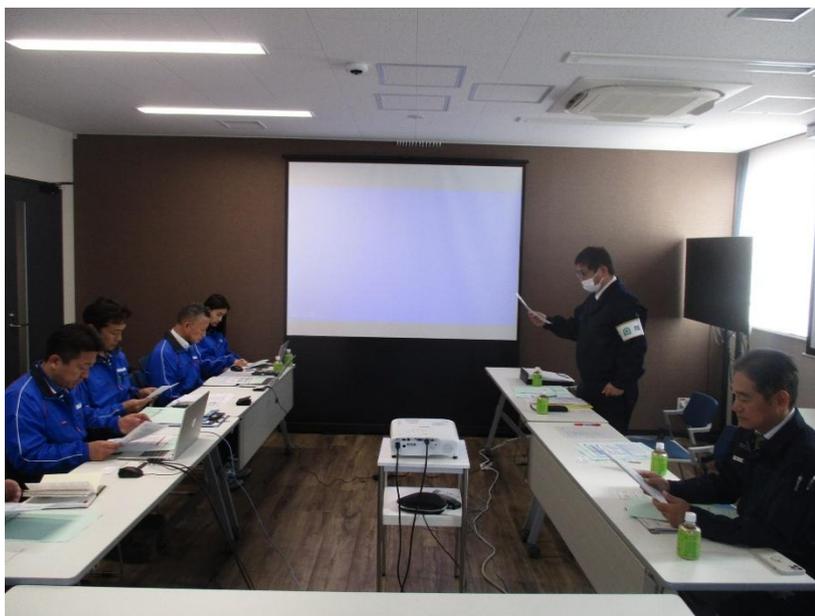
写真番号11

写真については、
 (右) パトロール事業場
 佐川急便株式会社
 横浜緑営業所 川添所長

(中央) 横浜西労働基準監督署
 青山監督署長

(左) 陸災防神奈川県支部
 吉田事務局長
 (3名の写真)

神奈川労働局労働基準部安全課
 高橋安全専門官は本写真の撮影



写真番号12

パトロール結果について、青山監督署長、高橋産業安全専門官、吉田事務局長が講評を行った。

青山署長、高橋専門官、吉田事務局長とも、危険箇所解消のための「見える化」が具体的に推進されていることをパトロールで確認できたと申し述べた。

高橋専門官は神奈川労働局では好事例を他の陸運業者に周知しているところであり、今回のパトロールの事例も周知したいと申し述べた。

吉田事務局長は、陸上貨物運送事業年末・年始労働災害防止強調運動はあと4日で終わるが、終わり段階でよいパトロールが実施でき、事業場が普段から積極的な安全衛生活動をされていることが実感できたと申し述べた。

安全委員会の議事録も、掲示により社員に適切に周知されていたと申し述べた。

(吉田事務局長が持参した統計資料を説明しているところ)